

更新日：2026-06-19

対象：受入企業の人事・総務／経理／採用責任者／登録支援機関連携担当

目的：在留資格変更・更新等の手数料上限引上げに備え、現時点で着手できる整理を行う

※本資料は公式一次情報に基づく一般整理です。

※施行日、具体額、対象申請の細部は今後の政令・公式案内で変わる可能性があります。

※最終判断は個別確認が必要です。

0. まず結論

- 1) 改正法は 2026/6/5 に公布済み
- 2) ただし、手数料改正規定の施行日は未確定
- 3) 現時点で具体的な新手数料額は未公表
- 4) 今は「実費請求変更」より「資料の洗い出し」が先

すぐやること

- 金額が入っている見積書・候補者説明資料を一覧化する
- 社内の誰が改定反映を担当するか決める
- 現行額のまま使う資料には「改定可能性あり」注記を付ける

1. 公式一次情報で確認した重要日程

【成立】

- ・ 2026年5月29日
 - ↳ 第221回特別国会で成立

【公布】

- ・ 2026年6月5日
 - ↳ 令和8年法律第32号として公布

【手数料改正規定の施行日】

- ・ 令和9年3月31日までの間に政令で定める日
 - ↳ 2026-06-19 時点で具体日は未公表

【JESTA関係の施行日】

- ・ 令和11年3月31日までの間に政令で定める日
 - ↳ HR実務では優先度は手数料対応より低め

2. 現行で確認できる手数料

2025年4月1日以降に受け付けた申請の現行額として、入管庁ページで確認できるもの

【在留資格変更許可】

- ・窓口：6,000円
- ・オンライン：5,500円

【在留期間更新許可】

- ・窓口：6,000円
- ・オンライン：5,500円

【永住許可】

- ・10,000円

注意

- ・今回の改正法は、上記現行額を直ちに変更したものではない
- ・新額を先回りして見積書へ書かない

3. 社内で洗い出したい項目

【A. 企業向け資料】

- 採用見積書
- 候補者受入れ費用一覧
- 稟議書テンプレート
- 登録支援機関との比較表
- 内製化 / 外注比較資料

【B. 候補者・関係者向け資料】

- オファーレター添付資料
- 入社準備案内
- 行政書士依頼時の費用説明
- 海外送出機関向け費用説明

【C. 運用ルール】

- 施行日確定後の更新担当者
- 改定日またぎ案件の取扱い
- 候補者への差額説明ルール

4. 実務で詰まりやすい点

詰まり1：公布済みなので、もう新額が決まったと思い込む
対応：公布と施行を分けて説明する

詰まり2：見積書の一部だけ直して、社内資料が古いまま残る
対応：金額を使っている資料を一覧化して一括管理する

詰まり3：候補者・送出機関へ先に新額を案内してしまう
対応：「具体額・施行日は未確定」と明記する

詰まり4：オンライン申請と窓口申請の現行差額を見落とす
対応：現行の 6,000円 / 5,500円 を分けて管理する

5. 相談時に確認したい論点

- 自社で主に使う申請区分は何か
- 現在進行中の案件で、施行日前後にかかりそうなものはあるか
- 実費を誰が負担する契約になっているか
- 行政書士費用と法定手数料を混同していないか
- 候補者への説明文を誰が更新するか

相談CTA

- ・ 制度変更を採用計画と費用表まで落とし込みたい場合は、無料相談で整理
https://timerex.net/s/ootaki_6081/5fb9583e?utm_source=website&utm_medium=cta&utm_campaign=maruchu-hr

6. 公式一次情報

- ・ 出入国在留管理庁：令和8年入管法等改正法について
https://www.moj.go.jp/isa/01_00643.html
- ・ 出入国在留管理庁：在留手続等に関する手数料の改定
https://www.moj.go.jp/isa/01_00518.html
- ・ 出入国在留管理庁：在留資格変更許可申請
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>
- ・ 出入国在留管理庁：在留期間更新許可申請
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>
- ・ 出入国在留管理庁：永住許可申請
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>

免責

本資料は一般情報です。最終判断は最新の公式情報と個別事情で確認してください。